

岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領

(目的)

第1 この要領は、県の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、土木建築設計その他の建設関連業務をいう。以下「県工事」という。）に係る請負契約又は委託契約において、指名競争入札に参加し、又は随意契約の見積に参加する建設業者（以下「業者」という。）の選定について必要な事項を定める。

(選定方法)

第2 業者の選定は、岐阜県建設工事入札参加資格委員会規程による岐阜県建設工事入札参加資格委員会（以下「参加資格委員会」という。）において行う。

(選定の方針)

第3 業者の選定は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録した者のうちから、特定の者に偏ることのないよう均衡ある選定に努めることとし、次の事項を考慮して行う。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的特性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 技術の提案
- (10) 地域社会への貢献度
- (11) 協業化・合併の実績
- (12) 少子化対策
- (13) 社会保険等の加入状況

2 選定基準

業者の選定は、前項の規定に基づき、県工事の等級に対応する等級の業者の中から行う。

ただし、県工事の等級に対応する等級業者の選定が困難若しくは適当でない認められる場合は、当該工事に係る選定業者数の2分の1以内に限り、直近の上位又は下位の等級業者を選定することができる。

なお、2分の1以内における業者の選定方法は、各部で基準を設けることができる。

3 選定基準の特例

次の各号の1に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、上位又は下位の等級業者を選定することができる。

- (1) 特殊な県工事他に適当な業者がない場合。
- (2) 施工中の県工事に関連した県工事、継続工事等で、当該業者を選定することが適当と認められる場合。
- (3) 災害直後で緊急に施工する応急工事又は本工事に選定する場合。
- (4) 各部がその実情に応じ、選定基準を定めて選定する場合。

(測量業者等の選定)

第4 第3（1(9)、(13)、2及び3を除く）の規定は、測量、地質調査、建設コンサルタント、建築設計等に係る業者を選定する場合に準用する。

2 選定基準

- (1) 業種又は部門別に選定することを原則とするが、その選定が困難又は適当でない認められる場合は、類似の業種又は部門の業者を選定することができるものとする。
- (2) 業種又は部門に対応する業者がない場合又は特別な理由のある場合はこの基準によらないことができるものとする。

(建設工事に係る指名競争入札の選定業者数)

第5 建設工事に係る指名競争入札の選定業者数は、概ね次の基準による。

工事の種類	工事の等級	A等級工事	B等級工事	C等級工事	
					予定価格250万円未満
土木一式工事		15名以上	11名以上	9名以上	5名以上
建築一式工事		12名以上	10名以上	9名以上	5名以上
電気工事		10名以上	9名以上	8名以上	5名以上
管工事		10名以上	9名以上	8名以上	5名以上

※ 上記に定める以外の建設工事については、必要に応じ、各部において選定業者数を設定することができる

(測量業者等の指名競争入札に係る選定業者数)

第6 測量業者等の指名競争入札に係る選定業者数は、概ね次の基準による。

予定価格	業者数
100万円未満	5名以上
100万円以上 ~ 500万円未満	8名以上
500万円以上 ~ 1,000万円未満	10名以上
1,000万円以上	12名以上

附 則

この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月15日から施行し、平成25年4月1日以降に入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものから適用する。ただし、平成25年3月31日までに入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年6月30日から施行し、平成26年8月1日以降に入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものから適用する。ただし、平成26年7月31日までに入札執行通知又は見積書の提出を依頼するものについては、なお従前の例による。